鎌倉市障害者ガイドヘルパー養成研修受講料助成金交付要綱

（総則）

第１条　この要綱は、鎌倉市障害者ガイドヘルパー養成研修受講料助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この助成金は、福祉人材確保策として、当該年度の予算の範囲内においてガイドヘルパー等養成研修の受講料を助成することにより、鎌倉市内の移動支援事業所等における従事者数の増加を図り、もって障害福祉の向上を図ることを目的とする。

（助成の対象となる費用）

第３条　助成の対象となる費用は、神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱の規定による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が行う、神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱第２条に規定するガイドヘルパー養成研修（視覚障害者ガイドヘルパー養成研修課程及び全身性障害者ガイドヘルパー養成研修課程を除く。）の受講料とする。

２　前項の受講料はテキスト代、実習費及び消費税を含むものとする。

３　国若しくは地方公共団体又は勤務先から当該受講料等に関する助成金等の交付を受けている場合は、受講料から当該助成金等の額を控除した額を助成の対象費用とする。

（助成の要件）

第４条　この助成金は、次の各号のすべてに該当する者を交付の対象とする。

(１) 令和７年（2025年）４月１日以降に前条に定める研修を修了している者

(２) 交付申請日において、市内に所在する鎌倉市地域生活支援サービスの支給に関する実施要綱第13条に規定する移動支援事業所と雇用契約を交わして就労し、当該事業所において介護に従事している者

（交付額）

第５条　この助成金の交付額は15,000円とする。ただし、第３条に定める費用が15,000円未満である場合はその金額とする。

（申請手続）

第６条　助成金の交付を受けようとする者は、鎌倉市障害者ガイドヘルパー養成研修受講料助成金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(１) 第３条に定める費用を支払った領収証等の写し

(２) 第３条に定める研修の修了証明書等の写し

(３) 市内の移動支援事業所と雇用契約を交わして就労していることを証明する書類

(４) 当該申請に関する受講料について、国若しくは地方公共団体又は勤務先から当該受講料に関する助成金等の交付を受けている場合は、当該助成金等の額が確認できる書類

(５) その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請について変更が生じた場合は、速やかに鎌倉市障害者ガイドヘルパー養成研修受講料助成金変更申請書（第３号様式）を提出しなければならない。

３　第１項に定める手続きは、研修を修了した日の翌日から起算して１年以内（研修を修了した日の翌日から起算して１年以内に市内の指定事業所に就労した者にあっては就労開始日から起算して１年以内）に行わなければならない。なお、研修を修了した日の翌日から起算して１年以内（研修を修了した日の翌日から起算して１年以内に市内の指定事業所に就労した者にあっては就労開始日から起算して１年以内）の日が鎌倉市の休日を定める条例第１条第１項各号に当たるときは、その翌日までに行わなければならない。

４　第１項及び第２項に定める手続きは、鎌倉市障害者ガイドヘルパー養成研修受講料助成金交付申請書（第１号様式）又は鎌倉市障害者ガイドヘルパー養成研修受講料助成金変更申請書（第３号様式）の提出に代えて、e-kanagawa電子申請システムでの手続きによるものとすることができる。

（助成の決定）

第７条　市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、交付の可否を鎌倉市障害者ガイドヘルパー養成研修受講料助成金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

２　前条第１項に規定する申請は予算の範囲内において先着順により交付の可否を決定することとする。

（助成金の支払）

第８条　市長は、前条の通知後、速やかに申請者に対して助成金の支払を行う。

（決定の取り消し等）

第９条　市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付を取り消し、その者から当該助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(１) 虚偽その他不正な手段による申請により助成金の交付を受けた場合

(２) その他、市長が助成金の交付が不適切と判断した場合

（法令遵守等）

第10条　申請者は、助成事業等を実施することの社会的な責任を自覚し、当該助成事業等の実施に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守しなければならない。

２　市長は、助成事業等の実施に係る申請者の法令等の遵守状況について確認するため、必要な報告を求めることができるものとする。

３　申請者は、前項の規定による報告を求められたときは、市長に対し報告を行わなければならない。

（その他の事項）

第11条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年２月告示第23号）を準用する。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。